

小糸小学校避難施設運営委員会規約

制定：平成 19 年 7 月

改正：平成 20 年 9 月

改正：平成 24 年 8 月

改正：平成 29 年 3 月

(目的)

第 1 条 この規約は、小糸小学校を避難施設とする別表 1 に掲げる自治会・町内会（以下「自治組織」という。）の住民が主体的に当該避難施設の管理運営に関わることにより、災害に対する対応力を養成するとともに、災害時における避難施設の円滑な運営を図るため小糸小学校避難施設を機能させるための委員会を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第 2 条 前条の組織は、小糸小学校避難施設運営委員会（以下「運営委員会」という。）と称する。

(避難施設)

第 3 条 災害時において運営委員会が管理する施設は、小糸小学校の体育館、教室などの避難者の利用に供される施設とする。

- 2 大災害の発生により、避難施設の収容力を超える避難者が予想される場合には、小糸市民の家若しくはその他の施設を新たな避難施設として利用できるように努めるものとする。

(避難施設の開設)

第 4 条 避難施設は、「震度 5 弱以上」の地震の発生時において、若しくは行政等の要請に基づき、避難者受入れのために施設管理者若しくは避難施設従事職員が、建物の安全確認を終了した後に開設する。

(組織)

第 5 条 運営委員会の委員は、次のとおりとする。

- (1) 別表 1 の 5 つの自治組織から各 2 人宛選出された 10 人
- (2) 施設管理者 1 人
- (3) 避難施設従事職員 数人
- (4) 避難者を受け入れた場合 避難者代表 数人

(任期)

第 6 条 運営委員（以下「委員」という。）の任期は、次のとおりとする。

- (1) 平常時 ① 就任の日から翌年の 4 月末日までとする。但し、再任を妨げない。

- ② 委員に欠員が生じたときは、補充の委員を選出する。但しその委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ③ 委員は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を遂行するものとする。

(2) 災害時 災害の発生による避難施設の開設時から閉鎖するまで

(業務)

第7条 運営委員会が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 避難者に対する生活場所の提供に関する事項
- (2) 避難者及び在宅被災者に対する飲料・食料その他の生活物資の提供に関する事項
- (3) 避難者に対するトイレの確保、防疫等の衛生的環境の管理に関する事項
- (4) 避難者及び在宅被災者に対する生活情報、復旧、再建情報、その他の情報の提供に関する事項
- (5) 避難者及び在宅被災者から地区防災拠点本部への要請に関する事項
- (6) 平常時には、災害に備え防災・避難施設訓練等を実施する。

(役員)

第8条 運営委員会に次の役員を置き、役員会を構成する。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 2人
- (3) 第13条に掲げる各班の班長 7人

2 災害時において、役員が避難施設に参集することができない場合には、代理人を新たな役員とする。

(役員会の業務)

第9条 役員会は、運営委員会の業務を実現させるために必要な「開設時」及び「平常時」における対応事項を協議する。

(役員を選出)

第10条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 委員長及び副委員長は、別表1の各自治組織の運営委員から選出する。
- (2) 班長は、別表1の各自治組織の運営委員から選出する。
- (3) 役職は、原則として別表4の組み合わせで各自治組織が担当する。
- (4) 災害時に避難施設の開設期間が長期にわたる場合は、避難者代表に役員を引き継ぐことができるものとする。

(役員の仕事)

第 11 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長の不在時は、その仕事を代行する。
- (3) 班長は、運営委員会の意思のもと、担当する班の仕事を統括するとともに班の意思を運営委員会に反映させる。

(会議)

第 12 条 会議は、委員長が必要と認めたとき、又は委員の過半数から要請があるとき運営委員会 あるいは 役員会を開催する。

- 2 会議は、委員長が招集し、議長となる。
- 3 会議は委員又は役員過半数の出席をもって成立する。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数の賛成をもって議決するものとし、賛否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 会議開催を運営委員会 あるいは 役員会とするかは会議内容から委員長が判断する。

(班の設置)

第 13 条 避難施設の円滑な運営のため、運営委員会に次の班を設置する。

- (1) 総務班
 - (2) 名簿班
 - (3) 食糧班
 - (4) 物資班
 - (5) 救護班 (要配慮者支援班)
 - (6) 衛生班
 - (7) 情報広報班
- 2 各班に、防災リーダーを配置するように努めるものとする。
 - 3 班に、班長を置く。
 - 4 班長は、必要に応じて副班長を指名することができる。
 - 5 班長は、職務遂行に必要な人員を班の班員とする。但し、最少の必要人数は別表 3 とする。

(班の仕事)

第 14 条 前条の班の仕事は、別表 2 に示すところによる。

- 2 班は、その職務遂行にあたって、公平性、平等性の確保に努力し、公平性の確保が困難と予想されるときは、役員会においてその旨を事前に説明し、対応を協議しなければならない。
- 3 避難者の特別な要請、又は個人的な要請等で緊急を要する場合は、随時関係する班と協議し、その要請等に応えるよう努力することとする。但し、必

要があれば役員会若しくは委員会において協議しなければならない。

- 4 班は、その運営に係わる事項についてマニュアルを作成し、班の業務遂行及び引継ぎが円滑に実施できるようにする。

(小委員会の設置)

第 15 条 委員長及び副委員長は、防災に関する専門的若しくは短期集中的な問題の審議・検討が必要であると判断したときは、その都度若干の委員及び必要な専門家で構成する小委員会を設置し、原案の作成に当たらせることができる。

(規約改正)

第 16 条 この規約を改正する場合の手続きは第 12 条の定めるところによる。

(委任等)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、運営委員会の運営に関して必要な事項は、運営委員会が協議して決定するものとする。

- 2 この規約の規定を実行するに当たり疑義が生じた場合には、その都度決定する。

附 則

- 1 この規約は、運営委員会の承認と同時に発効、施行するものとする。

(平成 19 年 9 月 8 日)

- 2 この規約施行の年度に就任した委員及び役員の任期は、翌年 4 月 30 日までとする。

- 3 この改正規約は、平成 20 年 9 月 13 日から施行する。

(一部改正 平成 20 年 9 月 13 日)

- 4 この改正規約は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

(一部改正 平成 24 年 8 月 6 日)

- 5 この改正規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(一部改正 平成 29 年 3 月 17 日)

改正した主な内容

- (1) 規約名 (規約のタイトル) の変更

この規約は、避難施設運営委員会の規約であることから、小糸小学校避難施設運営委員会規約と規約名を変更した。

- (2) 字句や表現の見直し：第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 11 条、第 14 条

- (3) 第 5 条に (組織)、第 6 条に (任期) を入れ、第 5 条の (業務) を第 7 条に順序を入れ替えた。

- (4) 第5条（業務）の（6）を新たに第9条（役員会の業務）として独立させ表現を改めた。
- (5) 第7条（業務）の（6）として、平常時には災害に備え防災訓練等を実施することを明記した。
- (6) 第10条（役員を選出）の（4）として、災害時に避難施設の開設期間が長期にわたる場合は、役員を避難者代表に引き継げることを明記した。
- (7) 第12条（会議）の3項として、会議の成立要件を明記した。
- (8) 第13条（班の設置）について、1項から班の業務内容を削除し、6項も同様に削除した。
- (9) 別表2の各班の職務内容の一部追加と字句の見直し
 総務班の職務内容に運営委員会の事務局に関する事項を追加
 総務班と救護班の職務内容の字句の見直し

別表1 （第1条関係）

小糸小学校を避難施設とする自治組織は以下のとおり。

1	小糸南自治会
2	小糸東自治会
3	台谷町内会
4	コーポ城山自治会
5	城山自治会

別表2 (第14条関係)

各班の職務内容は次表のとおりとする。

総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 運営委員会の事務局に関する事項 2. ボランティア及び支援者の受入に関する事項 3. 避難施設内の秩序維持に関する事項 4. 避難者の部屋の使用、管理に関する事項 5. 災害時要援護者など社会的弱者（高齢者、病弱者、障がい者、子ども等）への避難施設内での処遇に関する事項 6. 避難者及び在宅被災者に対する総合的な相談窓口
名簿班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難者の名簿作成・保管と人数・氏名の把握 2. 外部からの避難者問い合わせに対応
食糧班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難者への飲料・食糧の配給及び在庫管理 2. 要請により在宅被災者への食糧の配給 3. 地区防災拠点本部へ必要飲料・食糧の支給要請・受取り
物資班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難者への物資の配給及び在庫管理 2. 要請により在宅被災者への物資の配給 3. 地区防災拠点本部へ必要物資の支給要請・受取り
救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難者の災害による負傷者の応急処置 2. 要請により、災害時要援護者の生活支援
衛生班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難施設内のトイレの把握及び管理並びに処理の指導 2. 避難施設内のゴミ類の管理及び処理の指導 3. 避難施設内の防疫 4. 避難施設内における「ペット」対策の指導 5. 避難施設内における清掃、整頓の指導
情報広報班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 運営委員会又は役員会が決定した事項の避難者への周知 2. 避難者への電話、問い合わせ等への対応 3. 避難者に対する呼出、連絡 4. 避難者へ生活情報の広報

別表 3 (第 13 条関係)

各班の班長を含む最少必要人数は次表のとおりとする。

班	最少必要人数
1. 総務班	3 人
2. 名簿班	2 人
3. 食糧班	3 人
4. 物資班	3 人
5. 救護班	2 人
6. 衛生班	2 人
7. 情報広報班	2 人

別表 4 (第 10 条関係)

内規として、次の取り決めとする。

第 8 条の役員選出は、5 つの各自治組織から次表の組み合わせで選出する。

また、その担当は自治組織が持ち回りとする。

1. 委員長	と	総務班長
2. 副委員長	と	食糧班長
3. 副委員長	と	物資班長
4. 名簿班長	と	情報広報班長
5. 救護班長	と	衛生班長